

蓮田市長 あて

## 年度 租税条約の規定による市・県民税の免除に関する届出書

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条の規定により、別添書類を添付し次のとおり届け出ます。

**【添付書類】**

- ・ 税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し
- ・ 事業所の修習者であることを証する書類（事業修習者の場合）
- ・ 在学証明書または学生証の写し（留学生の場合）
- ・ 交付金の受領者であることを証する書類（交付金の受領者である場合）

**◆ 市・県民税の免除を受けるもの**

免除対象者 氏名	住所	免除対象額	
※市町村使用欄	生年月日	契約期間	添付書類について
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する
	蓮田市	円	
	年 月 日	～	<input type="checkbox"/> 前年度から変更無しのため提出を省略する

**◆ 免除となる所得について**

給与支払者名称	
給与支払者所在地	

〈 当該届出書に関する連絡先 〉

担当者： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

**※注意事項**

- ・ 提出期限（3月15日）までにご提出ください。（土・日・祝日の場合は翌開庁日）
- ・ 届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令  
〔昭和四十四年六月十七日大蔵省、自治省令第一号〕

（住民税の免除を受ける者の届出）

第十一条 租税条約が住民税（道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税をいう。以下この条において同じ。）についても適用がある場合には、住民税の所得割の納税義務者（当該租税条約の適用を受けることにより住民税の所得割の納税義務がなくなる者を含み、地方税法第四十五条の三第一項又は第三百七十七条の三第一項の規定により同法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の規定による申告書が提出されたものとみなされる者を除く。）は、当該年度の初日の属する年の前年において、当該租税条約の規定に基づき住民税が免除されることとなる所得（第七条又は第八条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該所得につき住民税の免除を受けようとするときは、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに当該所得が第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七条第一項各号、第八条第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該年の一月一日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。）に提出しなければならない。この場合において、当該届出書を提出する者が同条第一項に規定する学生、事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者であるときは、当該届出書にそれぞれ同項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付しなければならない。